

平成21年（行ケ）第1号 選挙無効請求事件

判決理由等の説明

福岡高等裁判所那覇支部

第1 主文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

第2 判決理由の骨子

いわゆる1人別枠方式を採用した衆議院議員選挙区画定審議会設置法及びこれを前提とした選挙区割りである本件区割規定（公職選挙法13条及び別表第1）は、平成21年8月30日に施行された本件総選挙の当時、一般に合理性を有するとは考えられないほどの投票価値の不平等を内在するものとして、全体として違憲状態にあったものであるが、国会が、憲法上要求される合理的な期間内にその是正を行わなかったものと評価することはできないから、本件区割規定は、いまだ違憲というには至っていなかったというべきである。

第3 判決理由の要旨

1 投票価値の平等と国会の裁量について

憲法は、選挙区割りや議員定数の配分などの選挙制度の仕組みの具体的決定を、国会の合理的な裁量にゆだねている。他方、憲法は、各選挙人の投票価値の平等を要求しているから、国会は、上記の裁量権を行使するに当たっては、各選挙人の投票価値の平等を実現するよう、最大限の考慮をしなければならない。

そして、投票価値の完全な平等を実現することは困難であるけれども、投票価値の不平等の程度が、国会において通常考慮し得る他の政策的ないし技術的要素を考慮してもなお、一般に合理性を有するとは考えられない程度に達しているのに、これを正当化すべき特別の理由が示されない場合には、国会が定めた選挙区割りや議

員定数の配分に関する規定は、上記の裁量を逸脱した立法として、違憲と判断されるものというべきである。

2 本件区割規定の合憲性について

本件総選挙に係る小選挙区選挙の特徴は、各都道府県に、あらかじめ各1（合計47）の定数配分を行い、その余（合計253）につき、各都道府県の人口に比例して定数配分を行うという、1人別枠方式にある。1人別枠方式は、人口と定数配分との比例関係を相当程度に減殺させるものである。

もっとも、国会が、都道府県という行政単位、人口密度や地理的状況、人口の都市集中化及び過疎化現象等の要素を考慮して、1人別枠方式を採用した衆議院議員選挙区画定審議会設置法（区画審設置法）を定めたことには、その当時、投票価値の平等との関連において、直ちに裁量の逸脱があったとはいえない。

しかし、近時、国家の社会経済的、政治的利害が多元化するに伴い、国民の意思を反映させるべき国家の重要課題はなお一層多様化してきているから、そのような重要課題のうち、上記のような人口の都市集中化及び過疎化現象等だけを取り出して、選挙区割りや定数配分において特段の措置を執ることの合理性は、遅くとも本件総選挙の時点においては、相当程度に失われていたものである。

そして、前回総選挙の後には、選挙区間の人口ないし選挙人数の最大較差は、1対2を優に超えており、かつ、較差が1対2を超える選挙区の数も、全選挙区の1割（30選挙区）を超える状態が恒常化している。このような選挙区間の投票価値の不平等は、一般に合理性を有するとは考えられない程度に達していたものであり、また、これを正当化する特別の理由がない。

そうすると、本件区割規定（公職選挙法13条及び別表第1）は、本件総選挙の当時、憲法上の選挙権の平等の要求に反する程度に達しており、投票価値の平等を侵害する違憲状態に至っていたものと判断される。そして、本件区割規定は、全体として一体不可分であるから、最大較差を生じた選挙区に関する部分のみならず、その全体が違憲状態の瑕疵を帯びることとなる。

3 国会の立法不作為の成否について

しかし、本件区割規定が違憲となるのは、憲法上要求される合理的な期間内にその是正が行われなかったといえる場合に限られると解すべきである（昭和51年最高裁大法廷判決参照）。

そして、この間、平成11年最高裁大法廷判決、平成13年最高裁第三小法廷判決、平成19年最高裁大法廷判決において、1人別枠方式を採用した区画審設置法を合憲とした上で、本件区割規定を合憲とする判断が示されていたこと等からすると、国会において、区画審設置法がその合理性を相当程度失っており、これを前提とした本件区割規定が違憲状態にあるとの評価を免れず、その改正が必要であると認識することは、少なくとも本件総選挙に至る一定程度以前の段階においては、必ずしも容易ではなかったものといわざるを得ない。

そうすると、国会が、本件総選挙に至るまで、1人別枠方式を採用した区画審設置法及びこれを前提とした本件区割規定を改正しなかったことには、無理からぬ事情があったというべきであり、これをもって、憲法上要求される合理的な期間内にその是正が行われなかったものと評価することはできない。

4 まとめ

したがって、1人別枠方式を採用した区画審設置法及びこれを前提とした本件区割規定は、本件総選挙の当時、全体として違憲状態にあったものであるが、いまだ違憲というには至っていなかったというべきである。